

資 循 第 1307号  
令和5年5月31日

公益社団法人神奈川県産業資源循環協会会長 様

神奈川県環境農政局環境部資源循環推進課長  
( 公 印 省 略 )

市街化調整区域における産業廃棄物の処理施設等の設置に係る  
取扱指針の改正について (通知)

本県の廃棄物行政の推進につきまして、日頃格別の御協力をいただき厚く  
御礼申し上げます。

さて、標記について、別添のとおり改正し、令和5年5月31日付けで施行し  
ましたのでお知らせいたします。

問合せ先  
指導グループ 渡辺  
電話 (045)210-4159

# 「市街化調整区域における産業廃棄物の処理施設等の設置に係る取扱指針」の改正について

## 1 改正理由

県は、産業廃棄物の処理施設を市街化調整区域に設置する場合等の取扱について「市街化調整区域における産業廃棄物の処理施設等の設置に係る取扱指針」（以下「指針」という。）を定めている。

指針第5「場所の選定」に規定し適合を求めている「1 ha 未満の開発行為に関する指導基準」（以下「指導基準」という。）が、平成21年3月末日をもって廃止されたため、所要の改正を行うもの。

## 2 改正内容

第5「場所の選定」の3「1 ha 未満の開発行為に関する指導基準」を削除する。

### 【参考1】指導基準の廃止理由

現在、1ha以上の開発行為については、土地利用調整条例に基づき開発計画に関する手続を定めて県が総合的な調整を行っている。

指導基準が廃止される前は、1ha未満の開発行為についても指導基準により県が立地場所や緑地の確保等について指導を行っていたが、地方分権の進展に伴い、市町村において独自のまちづくり条例の制定といった主体的取組が活発化してきたことから、1ha未満の小規模な開発行為の土地利用に関する調整や指導については市町村の主体的な取組に委ねることとし、平成21年3月末日をもって指導基準は廃止された。

### 【参考2】市町村による土地利用等に関する指導と、県による産業廃棄物の処理施設等の設置に対する指導の関係

県は、産業廃棄物処分業の新規許可又は変更許可の対象となる事業計画については、産業廃棄物処理業許可等事務処理要綱（以下「要綱」という。）第7条に基づき、事業者には法定手続を行う前に県との事前調整を求めており、事前調整の中で県は要綱第9条に基づき処理施設等の所在地又は計画地を管轄する市町村との協議<sup>（注）</sup>を行い、事業者には市町村との協議を含めた事前調整手続が終了するまで法定手続に入らないよう求めている。

また、市街化調整区域内においては、指針第8において、積替・保管施設を伴う場合の産業廃棄物収集運搬業の新規及び変更許可並びに既存処理施設等に管理棟を設置する場合についても、要綱第9条に準じて市町村長との協議を行うこととしている。

（注）市町村に対し原則として協議する事項

- ・市町村が所管する法令及びこれらに基づく指導事項
- ・市町村が所管する条例及び規則並びにこれらに基づく指導事項
- ・市町村の策定した総合計画等に基づく指導事項
- ・市町村の公表した規定等に基づく指導事項

## 市街化調整区域における産業廃棄物の処理施設等の設置に係る取扱指針

### 第1 目的

最終処分場のひっ迫、海洋投入処分の禁止、県外自治体の搬入規制の強化等から産業廃棄物の減量化、再資源化を一層促進させるための適正な処理施設等の設置を誘導する必要があるが、都市化の進展によりそのすべてを工業専用地域、工業地域等の市街化区域内で設置することが困難である。

そこで、現行法規制の枠内で指導指針に沿った適切な処理施設等を市街化調整区域に設置する場合及び現に市街化調整区域に存する処理施設等（以下「既存処理施設等」という。）に管理棟の設置を指導する場合の取扱指針を定める。

### 第2 用語の定義

本指針において、次の各号に掲げる用語は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 1 処理施設等 処分業の用に供する産業廃棄物の処理施設又は収集運搬業の用に供する産業廃棄物の積替・保管施設をいう。ただし、特別管理産業廃棄物に係るものを除く。
- 2 令7条施設等 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第7条に規定する施設及び都市計画法に規定する第一種特定工作物のうちクラッシュプラント（コンクリート、アスファルトコンクリート、硫黄、金属、ガラス、煉瓦、陶磁器、骨又は貝殻の粉碎で原動機を使用するもの）をいう。
- 3 指導指針 「産業廃棄物中間処理指導指針」及び「産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物の積替・保管施設に係る指導指針」をいう。

### 第3 適用の範囲

本指針は、令7条施設等を除く産業廃棄物の処理施設等を市街化調整区域に設置する場合及び既存処理施設等に管理棟を設置する場合に適用する。

### 第4 市街化調整区域に設置する処理施設等

市街化調整区域において設置が認められる処理施設等は、指導指針に沿って適切に設置される施設とし、次の範囲に限定する。

なお、産業廃棄物を適正に処理するために管理棟以外の建屋を必要とする場合には、市街化調整区域において設置できないものである。

施 設 の 種 類	
中間処理施設	安定型産業廃棄物の中間処理施設 建設系廃棄物の中間処理施設
積替・保管施設	安定型産業廃棄物の積替・保管施設 建設系廃棄物の積替・保管施設 密閉できる容器、貯槽に保管されている廃棄物の積替・保管施設

## 第5 場所の選定

1 処理施設等の設置に当たっては、原則として、住宅、学校、病院その他これに類する施設から次に定める以上の距離が確保できる場所を選定する。ただし、生活環境保全上明らかに周辺環境に影響を及ぼさないと認められる場合は、この限りでない。

(1) 中間処理施設 100m

(2) 積替・保管施設 50m

2 市町村の土地利用計画に支障のない地域であること。

3 「神奈川県土地利用調整条例審査指針」に適合すること。

## 第6 事業敷地の規模

事業敷地の面積は、原則として、1,000 m<sup>2</sup>以上であること。

## 第7 処理施設等の設置に関する手続

本取扱指針に沿って処理施設等を設置する場合の手続は、本取扱指針に定める場合以外は、「産業廃棄物処理業許可等事務処理要綱」及び「産業廃棄物処理業許可等事務処理取扱要領」による。

## 第8 市町村長協議

市町村長との協議は、産業廃棄物処理業許可等事務処理要綱第9条に基づいて、所長（各地域県政総合センター所長をいう。以下同じ。）が行うこととするが、同要綱で協議の定めのない積替・保管施設の新設又は取得を伴う場合の新規及び変更許可並びに既存処理施設等に管理棟を設置する場合にあっても、同要綱第9条に準じて協議を行うこととする。なお、所長は、市町村長との協議が終了したと認めるときは、同要綱に規定する事前調整の終了を事業計画者に通知するものとする。

## 第9 管理棟について

1 管理棟の規模は、必要最小限とすること。

2 管理棟は、処理施設等の敷地内に設置すること。

3 管理棟の敷地は、処理施設等への進入道路に接する位置など施設等の管理に適する位置に配置すること。

4 処理施設等の敷地内での管理棟の敷地は、明確に区分して、その用途は、管理棟の用途以外には使用しないこと。

## 第10 既存処理施設等の敷地内に管理棟を設置する場合の手続

1 現に市街化調整区域に存する処理施設等の敷地内に管理棟を設置しようとする場合には、許可の更新の際に、指導指針に適合するよう指導するとともに、第8に基づき、市町村長と協議する。

なお、この場合、更新許可申請書の添付書類として、産業廃棄物処理業許可等事務処理取扱要領で定める事業予定計画書付属資料を、必要に応じて添付させるものとする。

2 更新許可申請以前に管理棟を設置しようとする場合の手続は、次によるものとする。

- (1) 所長は、既存処理施設等敷地内における管理棟設置に係る事前調整書（様式1）の提出を指導する。
- (2) 前記の事前調整書の提出を受けた所長は、その内容が指導指針に適合していることを確認の上で、第8に基づき市町村長と協議する。
- (3) 所長は、審査の結果、指導指針に適合していることを確認し、市町村の土地利用計画にも支障がないと認めた場合は、既存処理施設等敷地内における管理棟設置に係る事前調整終了通知書（様式2）を管理棟設置計画者に交付するものとする。

#### 第11 関係機関との連絡調整

所長は、処理施設等の設置相談及び既存処理施設等敷地内での管理棟の設置相談があった場合には、関係他法令に留意し、設置場所を所管する市町村及び県関係部局との連絡調整を図ること。

#### 第12 その他

本指針に特に定めがない事項は、知事と所長が別途協議するものとする。

##### 附 則

この取扱指針は、平成11年5月1日から施行する。

##### 附 則

この取扱指針は、平成19年4月1日から施行する。

##### 附 則

この取扱指針は、平成20年4月1日から施行する。

##### 附 則

この取扱指針は、令和5年5月31日から施行する。

市街化調整区域における産業廃棄物の処理施設等の設置に係る取扱指針 新旧対照表

新	旧
<p>第1～第4 (略)</p> <p>第5 場所の選定</p> <p>1 処理施設等の設置に当たっては、原則として、住宅、学校、病院その他これに類する施設から次に定める以上の距離が確保できる場所を選定する。ただし、生活環境保全上明らかに周辺環境に影響を及ぼさないと認められる場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 中間処理施設 100m</p> <p>(2) 積替・保管施設 50m</p> <p>2 市町村の土地利用計画に支障のない地域であること。</p> <p>3 「神奈川県土地利用調整条例審査指針」に適合すること。</p> <p>第6～第12 (略)</p>	<p>第1～第4 (略)</p> <p>第5 場所の選定</p> <p>1 処理施設等の設置に当たっては、原則として、住宅、学校、病院その他これに類する施設から次に定める以上の距離が確保できる場所を選定する。ただし、生活環境保全上明らかに周辺環境に影響を及ぼさないと認められる場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 中間処理施設 100m</p> <p>(2) 積替・保管施設 50m</p> <p>2 市町村の土地利用計画に支障のない地域であること。</p> <p>3 「神奈川県土地利用調整条例審査指針」、「<u>1 ha 未満の開発行為に関する指導基準</u>」に適合すること。</p> <p>第6～第12 (略)</p>